

市民憲章 わたくしち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるごびに生きましょう。

市の動き

一般会計 177億5,821万9千円

昭和49年度当初予算が決まりました

先月7日から開かれていた3月定例会最終日の29日、一般会計177億5,821万9千円、特別会計51億4,797万8千円、企業会計44億3,517万9千円、総額273億4,137万6千円の予算案が原案どおり可決されました。

このうち一般会計予算は、昭和48年度決算において赤字の累増が見込まれ、また決算見込み額の推定が困難なことから、他会計繰入金の一部、事業経費の一部、補助金・助成金の当初計上を留保した結果、前年当初より17億497万3千円(10.6%)増という「緊縮財政」となっています。なお、特別会計、企業会計を加えた総額の伸びは37億2,590万1千円(15.8%)です。

49年度の施政方針、重点施策と予算計上額は次のとおりです。

■施政方針

市長 大橋 清治

今日のわが国経済は物価の異常な高騰に加え、石油をはじめとする資源問題、更に厳しい金融引き締め政策等により極めて困難な事態に直面しており、この局面を打開し、経済の正常化をすみやかに達成することが当面の最大の課題であります。

このため政府は、総需要の抑制をはかるべく、公共事業経費の削減あるいは新規着工の繰り延べ等、既定の長期計画について進捗の調整を行い、財政規模をきびしく抑制するとともに、金融引き締め政策を強化し、国民生活の安定と福祉の充実を配慮しつつ今後の経済情勢の動向に対応しうるよう機動的、弾力的な財政運営を基調として昭和49年度の国家予算を編成しています。

地方公共団体におきましても、国と同一基調により地域住民の生活安定と福祉の充実に配慮しつつ総需要抑制強化の方針に対応し、行政投資について極力抑制、繰り延べの措置を講ずるとともに、この際財政全般について徹底的な洗い直しを行い、経常経費の節減合理化をはかり、経済情勢の推移と地域の実情

に応じた機動的、弾力的な財政運営を強く要請されています。

また、昭和49年度の地方債計画におきましては、特に一般公共事業に対する地方債が大幅な減額となり、いわゆる枠外債に対しても厳しい抑制が行われ、不確定な地方債を財源に見込むことの危険性が強く打ち出されています。

このようなかつてないきびしい経済情勢とこれを打破するための国の強い要請の中にあつて、本市の財政事情はついに最悪の事態に立ち至り、地方自治の権能を自ら喪失せざるをえない「財政再建団体」への転落寸前ともいふべき未曾有の財政危機に直面していますが、何といたしましても本市行財政を破局に導くことなく、財政の自主再建への活路を切り開くべき決意をもって新年度の予算編成にのぞみました。市民のみなさんの信託にこたえるべく、誠意と責任をもって当面する財政危機を克服し、今日の行政需要を的確かつ効率的に処理するとともに、明日への飛躍発展に備えなければならぬと痛感している次第です。

また、本市行財政の執行にあたりましては常々全職員に対し、全体の奉仕者としての公務員精神にのっとり最少の経費で最大の効果を挙げるべく最善の努力を尽くすよう督促してきたところであります。しかし、過般管理職員の公金横領という不祥事件が発生し、市行政ならびに市職員に対する信用を著しく失墜せしめましたことは、市長として市民のみなさんに対しこの上なく申しわけないところであります。

本人はもちろん、私をはじめ関係職員に対しましてはきびしく処分をいたしました。二度とこのような不祥事を繰り返すことのないよう組織の運営ならびに管理体制等を総点検して早急に改善策を講ずるとともに、特に職員の綱紀の肅正につきまして厳然たる姿勢でこれに臨み、一日も早く汚名を挽回して、市民のみなさんの信用を回復するよう努力いたす覚悟であります。

以上申し述べました基本的な考え方に基づいて、新年度の重点施策を

1. 市財政に弾力性を回復するため勇気と決断をもってあたります。

1. 安全で健康な市民生活を確保し、福祉社会を実現するため更に努力を傾けます。

1. 教育施設を整備し、心身ともにすこやかな青少年の育成に努めます。

1. 都市基盤の整備と社会資本の充実に堅実に取り組みます。

1. 同和对策事業を積極的に進めます。の5点に置きまして、本市行財政の総力を結集して取り組んでまいらる覚悟であります。

■重点施策と予算額

●安全で健康な市民生活の確保、福祉社会の実現

【老人】

☆ねたきり老人用特殊寝台の貸し付け、独居老人保護対策(連絡用インターホン増設など)……675万8千円 ☆老人医療費の無料化を65歳まで引き下げ……4億7,424万2千円 ☆高齢年金受給の充実(保険料追納資金貸付金)……220万5千円

【子供】

☆児童遊園3カ所、チビツ子広場2カ所を設置……285万円

【公害対策】

☆大気汚染および騒音、悪臭等測定機器購入……1,053万1千円

【交通安全対策】

☆スクールゾーン対策……720万円 ☆近鉄久宝寺口、恩智、国鉄久宝寺駅前に自転車置き場を設置……1,082万円

【消防】

☆消防施設整備(ハシゴ車、水槽タンク付き消防自動車の購入など)……6,731万1千円

【中小企業対策】

☆中小企業融資斡旋に伴う預託金の拡充……2億円

【その他】

☆生活援護資金貸付基金の増額積み立て(かけこみ融資の強化)……650万円

●教育施設の整備、青少年の育成

【小学校】

☆志紀小防音対策、中高安小・曙川小増築事業費(設計料)など……3億9,227万7千円 ☆先行建設による長池、東山本、美園、永畑刑部の各小学校校舎の買い取り……8億9,914万4千円

【中学校】

☆久宝寺中増築対策、高美中プール建設など……1億7,863万4千円 ☆先行建設による高美、南高安向中学校校舎の買い取り……8億406万9千円

【幼稚園】

☆高美幼稚園の増築など……4,550万円

【その他】

☆準要保護家庭の児童生徒に対する小・中学校就学援助の拡充……7,499万6千円

●都市基盤の整備、社会資本の充実

【近鉄八尾駅前整備】

☆近鉄 大阪線 高架事業……6億6,551万7千円

【国鉄八尾駅前整備】

☆国鉄八尾駅前整備 事前予備調査費……300万円

【緑化推進】

☆街路樹整備、近隣公園・都市計画公園の整備充実など……3,381万2千円

●同 和 対 策

【同和对策事業】

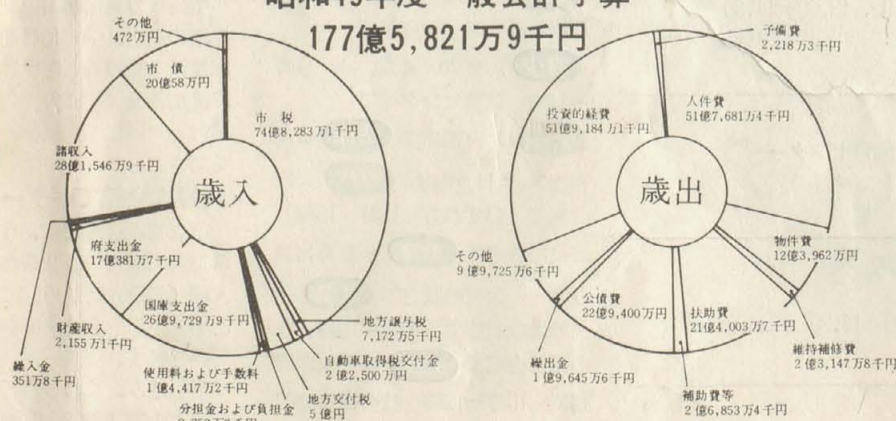
☆就学・進学・就職援助、職業育成、産業の振興など……2億4,808万5千円

【環境改善整備事業】

☆不良住宅除却、共同作業場建設、仮称西郡老人福祉センター建設、仮称安中児童館および青少年会館建設など……16億151万2千円

昭和49年度一般会計予算

177億5,821万9千円



昭和49年度特別・企業(病院、水道)会計予算額

会計名	予算額
曙川北土地区画整理事業特別会計	3億9,200万円
近鉄八尾駅前地区画整理事業特別会計	3億1,800万円
公共下水道事業特別会計	17億8,863万6千円
国民健康保険特別会計	26億2,651万8千円
八尾市農業共済事業特別会計	2,282万4千円
病院事業会計	17億4,654万3千円
水道事業会計	26億8,863万6千円

やお市政だより

第503号

2

昭和49年4月20日

市の行事

4/26 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 家児 身障 教育 ☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所
27 (土)	<ul style="list-style-type: none"> 青少 ☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター
28 (日)	
29 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ☆天皇誕生日
30 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 交通 青少 ☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所
5/1 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 結婚 家児 教育 ☆防災の日 ☆メーデー ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所
2 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 家児 法律 青少 職業 ☆八十八夜 ☆婦人スポーツ教室(庭球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(々) 17.30-21.00 〃
3 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ☆憲法記念日
4 (土)	<ul style="list-style-type: none"> 青少 ☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター
5 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ☆子どもの日 ☆少年を守る日
6 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ☆立夏
7 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 交通 青少 ☆ツベルクリン接種 9.15-11.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所 ☆出張献血 10.00-15.00 市立病院
8 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 行政 結婚 家児 教育 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆乳幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所
9 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 家児 法律 青少 更生 ☆BCG接種 9.15-11.00 八尾保健所 ☆婦人スポーツ教室(庭球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(々) 17.30-21.00 〃
10 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 家児 教育 身障 ☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 〃 ☆3歳児の健康診査(昭和45年11月生まれの男児) 13.00-14.30 八尾保健所

●春の史跡めぐりを開催します

恒例の「春の史跡めぐり」が行われます。今回は市内東部教興寺地区から東南部恩智地区へぬける約7kmのコース。うらかな春の一日、ご家族そろって参加してみませんか。

☆とき 5月12日(日)午前9時集合
☆集合するところ 近鉄信貴山口駅前

☆コース 教興寺→大通寺→一本松→善光寺→梅岩寺→岩戸神社→大畑山会館(昼食)→恩智神社→感応院→神宮寺墓地→恩智城址→恩智左近墓→シュミイ地蔵→天王森→近鉄恩智駅(解散)
☆持ってくるもの 弁当、水筒
なお、雨天の場合は5月19日に延期します。

●市民歩く会を開催します

稚踏からのかれ、野や山を歩こうと八尾市市民憲章推進協議会は「市民歩く会」を行います。

☆とき 5月19日(日)午前9時
☆集合するところ 市立南高安小学校校庭
☆コース 南高安小学校→信貴山
南高安小学校→岩戸神社→梅岩寺→低区配水池
☆持ってくるもの 弁当、水筒、雨具、タオル、チリ紙など
☆申し込み 5月15日まで教育センター内体育振興課体育係まで(子供会、婦人会など団体で参加される場合は各団体まとめて申し込んでください)
なお、トレパン、トレシャツなど歩くのにふさわしい服装で参加してください。

《法律相談の受付時間の変更》

市民相談室で、毎週木曜日と、第2、第4日曜日に行っています「法律相談」の受付開始時間を5月2日(木)から午後0時45分(従来は午前9時)に変更し、相談者6人になり次第締め切ります。

《乳幼児のツ反・BCG接種方法の改正》

結核予防法の改正で、乳幼児のツ反・BCG接種は3歳までに1回だけ受けるよう改められました。

したがって、結核患者家族以外の方は、乳幼児のとき1回うければ、あと小学校1年生で実施するまで受ける必要がありません。

- 身障** = 身体障害者相談
- 結婚** = 結婚相談 いずれも13時-16時 社会福祉会館で
- 家児** = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で
- 青少** = 青少年受援相談 9時-17時 教育センターで
- 交通** = 交通相談 **法律** = 法律相談(当日予約制) **行政** = 行政相談 いずれも13時-16時 市民相談室で **教育** = 教育相談 9時- 教育相談室で **職業** = 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で **更生** = 更生保護相談 10時-16時 社会福祉会館で

《万葉鑑賞特別講座生募集》

公民館では、わが国最古の歌集「万葉集」を鑑賞し学習する講座を開講します。希望者は次のとおり申し込んでください。

- ☆申込資格 八尾市民または市内在勤者で15歳以上
 - ☆申込期日 5月9日(木)、10日(金)の午前10時-午後5時
 - ☆定員 100名
 - ☆受講料 無料
 - ☆講師 古典研究家 水野貞一氏。講座は毎月1回開講の予定。
- くわしいことは、清水町1丁目教育センター内公民館(電92-5875)まで。

《日脳予防接種方法の変更》

ことしから八尾市では、日本脳炎の予防接種を、隔年接種で実施することになりました。

小学校へ入るまでに、「基礎免疫」をつくっておけば、2年に1回の隔年で追加接種を受けていただければ免疫効果が得られます。

《基礎免疫の受け方》
生後6カ月に初回免疫(第1回接種のあと、7-10日間隔で第2回接種を受ける)を受け、1年後に追加免疫(初回免疫の2回目接種後1年目に1回接種)を受けてください。

《婦人会館でギター教室》

市立婦人会館では、5月11日から毎週土曜(午後2時から)と、火曜(午後6時から)に一般市民と小・中学生を対象にギター教室を開きます。
申し込み、くわしいことは、市立婦人会館(電22-6185)または宮崎宅(電91-6013)まで。

☆みなさんの近くで起こった善意、善行、伝統的行事等がありましたら市広報係まで(TEL. 91-3881)



やお市政だより

お知らせ

生ワクチンのこと

■49年度上半期生ワクチンの 投与を行います

電91-3881 内線360

市では上半期(5月)と下半期(10月)に生ワクチン投与を実施していますが、上半期は次の日程で行います。

☆該当者 生後3ヵ月の乳児から36ヵ月までの幼児

☆服用方法 生ワクチンは2回服用すれば完了です。1回服用後2回目までの間隔は6週間以上でなければなりません。2回目がまだの方や1回も服用していない方はこの期間をご利用ください。

＜日程＞

- 5月9日(木) 桂解放会館、用和小
- 10日(金) 南高安小、中高安幼
- 13日(月) 竜華幼、志紀幼
- 14日(火) 山本小、安中解放会館
- 15日(水) 曙川小、久宝寺小
- 16日(木) 南山本小、安中幼
- 17日(金) 竹淵小、大正小
- 20日(月) 八尾小、北山本小

時間は、いずれも午後2時-3時30分まで

☆持っていくもの

- (イ)母子手帳、予防接種手帳(問診票)。予防接種手帳には前もって記入捺印のこと
 - (ロ)予防接種手帳のない人は印鑑と筆記用具
 - (ハ)上ばき
- なお、当日は必ず体温を計ってきてください。

体育大会のこと

■春季市民体育大会が始まり ます

電23-5101

恒例の市民体育大会をこしものとおりに開きますので、ふるってご参加ください。

()内は、参加申し込み締め切り日です。

- ▽卓球 6月16日、中学生と一般(男女) 市立体育館で(6月13日)
- ▽陸上 6月16日 中学生と一般(男女) 久宝寺緑地で(6月13日)
- ▽柔道 5月19日 小中学生と一般(男子) 市立山本球場内道場で(5月16日)
- ▽バスケットボール 6月2日、9日、23日 中学生と一般(男女) 市立体育館で(5月29日)
- ▽ソフトボール 6月2日、9日、23日 一般男女 山本球場で(5月30日)
- ▽サッカー 6月2日、9日、16日 青年と一般(男子) 八尾中学校で(5月29日)
- ▽弓道 4月29日 一般男女 市立山本球場で(当日)
- ▽剣道 5月12日 小中学生と一般(男女) 曙川中で(5月7日)
- ▽軟式庭球 5月19日 一般男女 清友高校で(5月16日)
- ▽空手道 5月12日 一般男子 市立山本球場内道場で(5月9日)
- ▽バレーボール 5月12日、19日 一般男女 市立体育館で(5月8日)
- ▽体操 5月11日 中学生と一般(男女) 市立体育館で(5月8日)

▽サイクリング 4月29日 中学生と一般(男女) 大和川堤防で(4月26日)

▽民踊 6月16日 一般男女 市立体育館で(当日)

▽ハンドボール 5月19日 一般男女 八尾高校で(5月16日)

☆参加資格 市内在住学勤者

☆参加費 無料

☆申込方法 種目、住所、氏名、年齢、出場種目、生徒については学校名、学年を記入の上、体育振興課(清水町1丁目1-6 教育センター内)へ申し込んでください。

なお、児童・生徒で18歳未満の方は父兄の承諾書が必要です。

し尿浄化槽のこと

■し尿浄化槽の清掃、維持管理 は許可業者へ

電91-3881 内線361

し尿浄化槽は微生物を利用して、し尿を分解・浄化する仕組みになっていますが、この微生物も生き物です。

空気が不足したり、酸性アルカリ性の強い環境では生活できません。この微生物が活動できるように、使用者がよく管理しなければなりません。

市では、浄化槽を清掃、維持管理する業者を次のとおり許可しましたので、必ず次の業者と契約してください。

＜許可業者名＞

- 八尾市清掃協同組合(電91-3881内線363)
- 八尾市浄化槽清掃センター(電41-6155)
- 八尾市環境衛生公社KK(電41-0582)
- 八光興業KK(電98-2773)

＜し尿浄化槽清掃標準料金＞

人用	人用	m ³	料金	人用	人用	m ³	料金
5	30	1.5	7,500	65	150	7.5	33,300
15	50	2.5	15,000	90	200	10.0	41,400
40	100	5.0	25,200	115	250	12.5	46,800

下水道のこと

■下水道受益者負担金制度の説明会を開催します

電91-3881 内線392

久宝寺地区の方々に、5月14日(火)から16日(木)までの3日間、下水道使用料に関する説明会を開きますので多数ご出席ください。時間は、午後7時から8時30分です。

日	ところ	時間
7日(火)	市役所職員会館洋室	午後2時30分
8日(水)	久宝寺出張所	午後7時30分
9日(木)	〃	〃
10日(金)	末広町集会所	〃

所要時間はいずれも1時間半の予定です。

＜受益者負担金の相談＞

- 受益者負担金の相談も次の通り行います。
- ☆とき 5月12日、19日(日)午前10時-午後4時
- ☆ところ 市役所本庁または久宝寺出張所

福祉金のこと

■心身障害者(児)福祉金の申請を受け付けます

電91-3881 内線279

市では心身障害者(児)の福祉金給付の申請を次のとおり受け付けます。

☆該当者 昭和49年4月1日現在、市内に住んでいて住民基本台帳に記載されている人および福祉事務所長または、児童相談所長の措置を受けて他市の施設に収容されている人で次のどちらかに該当する人

①精神薄弱者更生相談所などの判定を受け福祉事務所に登録されている人で知能指数が50以下の人

②身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級から6級までの人

☆必要なもの 申請書(社会課にあります)福祉事務所長の知能指数証明書(①の該当者のみ)、身体障害者手帳、印鑑

☆申請受付 4月30日(火)まで社会福祉会館内社会課で受け付けています。

なお、各福祉団体を通して申請された方は申請する必要はありません。また、八尾市福祉事務所か児童相談所の措置により他市施設に入所されている方については、八尾市内居住の保護者が上記の要領で申請してください。

消費者相談員のこと

■苦情処理は消費者相談員まで ご相談ください

電22-6185

石油危機に端を発し、灯油、砂糖、しょう油をはじめとした生活必需品の不足はやっとなり落ちてきましたが、残ったのは消費者泣かせの諸物価の高値定着。これら物価の問題に限らず日常生活で腐敗食品や欠陥商品を買わされたり、クリーニングの事故、量目不足などを経験したことはありませんか。「これから買いに行きにくいから、ささいな事だから」ということで泣き寝入りしていませんか。このような消費者の苦情を解決するのが消費者相談員の仕事です。どのようなささいなことでもけっこうですのでお気軽にご相談ください。つぎの15名の消費者相談員が、土・日曜日を除く毎日午前10時から午後3時まで、婦人会館(本町3丁目)で開いている八尾市消費者相談所をご利用ください。

- ＜消費者相談員＞ 乾芳子(久宝寺6-6-15 電91-0201) 大木藤江(上之島町南3-61 電98-8884) 大久保好子(本町6-11-15 電22-2158) 大村順子(植松町5-5-5 電91-1424) 岡積尚子(山本町北3-5-12 電22-3703) 角田静子(本町3-10-10 八尾婦人会館内 電22-6185) 角田礼子(山城町1-3-2 電98-4463) 定池とく子(西木の本2-26 電91-7613) 高安喜代子(恩智1408 電43-7646) 寺尾幸子(栄町1-8-12 電22-6496) 西寺幸(安中町2-3-3 電91-9074) 藤田豊子(刑部166 電22-8281) 平出美代子(山本町2-1-11 電23-4605) 堀内幸子(田井中391-7 電49-5585) 三木静江(竹淵230 電06709-5601) (敬称略)

同和教育月間のこと

■人権尊重を訴える作文、標語 ポスターを募集しています

電91-3881 内線483

市教育委員会では、第9回同和教育月間(5月)を前に、作文、詩、標語、ポスターを募集しています。

☆テーマ 部落問題をはじめ、さまざまな問題をとりえて人権尊重を訴えるもの

☆規定 作文…字数2,000字程度 詩・標語…自由 ポスター…画用紙全版4ツ切

☆締め切り 5月10日(金)までに社会教育課社会同和教育係(清水町1丁目教育センター内)へ

防犯のこと

■春の防犯運動が行われていま す

電92-1234

八尾防犯協会と八尾警察署では、4月21日から30日までの10日間を春の防犯運動実施期間として、▷あきす、ドロボウの防止 ▷自転車、オートバイ盗難防止 ▷中、高校生の非行防止を重点に防犯活動を推進しています。

＜戸締まりは忘れずに＞

寝るときには必ず戸締まりの確認を。また外出するときは戸締まりだけでなく、近所の人によく頼んでおきましょう。

＜自転車にはカギと名前と登録を＞

自転車には丈夫なカギと名前を。新しく自転車を買ったときは、お店で防犯登録をしましょう。

＜少年非行の防止について＞

少年の非行や不良行為を防止するため、家庭、地域ぐるみで協力しましょう。

戸締まり(カギの取り付け)指導、電化防犯設備などの防犯相談は、八尾警察署防犯課(電92-1234 内線56)または植松町7-9-22 高田宅(電92-2520)、安中町2-2-1 島野宅(電22-4135)までご連絡ください。

人事のこと

■保母さんを募集しています

電91-3881 内線221

市では次のとおり保母さんを募集しています。

☆受験資格 昭和12年6月2日以降に生まれた人で、学校教育法の大学、短期大学、高校を卒業した保母資格を有する人

☆試験 4月29日(月)午前9時 市役所で

☆採用 合格者の採用は、6月1日以降の予定です

☆申し込み 受験申込用紙(人事課で交付)に最近撮影の名刺型写真2枚、卒業証明書、成績証明書、保母資格証明書各1通を添付して、4月26日(金)までに市役所人事課へお申し込みください



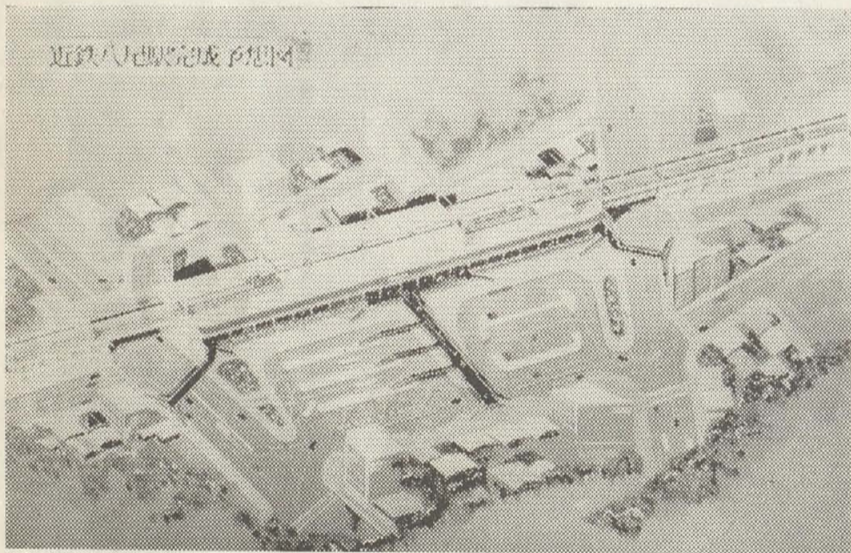
お知らせ



“開かずの踏切”解消へ

近鉄八尾駅付近高架化工事近く着工

近鉄八尾駅完成予想図



懸案だった近鉄八尾駅付近の高架化工事が総工費78億8千万円をかけ昭和49年度より本格的に着工されることになりました。

市のほぼ中央部を東西に横切る近鉄線が高架化されることによって、朝夕のラッシュ時（午前8時～9時、午後6時～7時）1時間のうち40分以上の間、人と車が踏切でしゃ断されるということがなくなるとともに、鉄道による南北住民の分離感が解消されるなど健全な都市発展が望めることとなります。

この高架化工事は昭和52年度末（53年3月）に完成の予定で、これに伴い近鉄八尾駅は東に移動し、2本の都市計画道路八尾表町線と八尾中央線の間に建設されます。さらに、高架事業に関連して駅前広場の整備が始まり、整備完了のあかつきには名実ともに25万都市にふさわしい表玄関となります。

■1時間のうち40分もしゃ断機が おりにています（ラッシュ時）

朝夕のラッシュ時、近鉄八尾駅を利用する通勤客、近鉄線の踏切を横断する運転手をなやませるのが、開（あ）かずの踏切です。上

り電車が通過したと思えば下り電車が接近するといった繰り返りで、しゃ断機はおりにてなげながら利用者のイライラは増すばかりで、なかには駅員の制止をふりきって、しゃ断機をくぐりぬける人もみうけられます。このような状態ですから一たびしゃ断機が上がれば踏切は人と車の洪水。いつか大きな事故が起こるのではとだれもが抱く不安です。

47年8月29日に実施した調査によりますと八尾1号踏切（八尾駅東側）の1日当たりの交通量は歩行者33,091人、自転車・自動二輪車4,120台、自動車2,960台となっており、その間の踏切しゃ断回数は636回、時間にして7時間7分しゃ断されていました。そのうち、朝夕のラッシュ時には1時間のうち実に約40分もの間しゃ断されているという状態でした。また隣の八尾2号踏切（都市計画道路八尾表町線との交差点）では自動車の長蛇の列が終日続き、周辺道路もほとんどまひ状態に陥っていました。

この背景として、最近の都市化の波に乗って近鉄大阪線沿線の開発が進み、電車の利用

客が増えていることが考えられます。ちなみに近鉄八尾駅の1日当たりの乗降客数をみると、昭和35年の26,923人が昭和45年には49,064人と約2倍近くののびとなっており、現在も依然として増加の傾向にあります。このような利用客の増加、それに対応するための電車の増発が過密ダイヤを招き、“開かずの踏切”をつくることとなるわけで、今後もこの傾向が続くことと思われる。

このような事態を前に、市はもちろん、市議会においても「駅前整備特別委員会」を設置し、鉄道と道路交通相互の機能の調和をはかるため、近鉄大阪線の高架化を国、大阪府さらには近鉄に強く要望してきました。その結果、昭和48年度から5カ年計画で大阪府を事業主体として「近鉄大阪線八尾駅周辺連続立体交差化事業」が着手され、昭和49年度から本格的な工事を始めることとなったわけです。

■久宝寺口駅から山本駅までの約 2,188mが高架になります

この事業で高架になる区間は久宝寺口駅から山本駅手前までの約2,188mです。工事は現在の線路の北側に仮り線を敷くことから始め、線路を移した跡地に高架を建設するという方法で行われます。

なお、この高架化事業の一環として、高架部分に平行して2本の側道「近鉄付属街路1号線」（幅員6.00m～9.00m、延長1,433m）と「同2号線」（幅員6.00m、延長331m）を建設し、環境整備、都市機能の強化をはかります。

この一連の工事によってもたらされる利点として次の点があげられます。まず第1に、沿線の6カ所の踏切が廃止され、「開かずの踏切」を前にイライラするということがなくなります。第2に、市域を南北に分断していた線路が高架化されることにより、南北の住民の分離感がなくなり健全な都市発展が望めます。第3に、南北の往来がスムーズになり

交通停滞などによる時間のロスが少なくなるという点から、経済活動にも好結果をもたらすものと予想されます。第4として、駅舎の移転新築、駅前広場や街路の建設と、現在市が進めている「近鉄八尾駅前土地区画整理事業」とがあいまって環境整備がなされるという点をあげることができます。そして、これら4点が今後の八尾市の発展に大きく寄与することが期待されるのです。

■近鉄八尾駅が新築されます

高架完成後、近鉄八尾駅は東に移動し、2本の都市計画道路「八尾表町線」と「八尾中央線」の間に新設されます。

新駅舎は3階建てで、3階に上下線ホーム2本が建設されます。長さは上下線とも175m、幅は8m（上り）、7m（下り）となっており、将来の増結に備えて8両編成の電車の発着も可能となっています。改札口は2階に建設され、中央と西の2つの出入口が設けられます。また改札口とホームは上下線各2カ所のエスカレーターと3カ所の階段で結ばれます。

なお、高架化・新駅舎の完工に引き続き、駅北側に約10,000㎡の広さをもつ駅前広場の建設を開始します。この広場にはバスターミナルなどの設置を予定しており、完成時には新八尾駅は名実ともに25万都市にふさわしい表玄関となり、八尾市発展の新しい「核」となることが期待されています。

●高架工事にもなう説明会を開きます

高架工事によりいろいろご迷惑をかける沿線のみならず方には、工事に着工する前に、大阪府（事業主体）・八尾市および工事を行う近鉄の三者による地元説明会を近く開く予定です。時、場所などは日程が決まり次第関係者の方がたに通知いたします。



議会だより

第71号
昭和49年4月20日

編集委員会委員
森田 道昭 友林 水市
寺田きみ子 大野 茂
西野 正雄 滝口 正治

5

本会議

●会議のあらまし

■3月定例会

3月定例会は、7日から29日まで23日間開かれました。

この定例会では、49年度の各種会計当初予算をはじめ、老人医療費の公費負担を65歳まで引き下げるなどの重要案件を慎重審議し、いずれも承認あるいは可決しました。

特に、今定例会では、国の財政、金融政策の動向によって、地方財政が大きく左右されているが、本市の財政危機を打開するためにはこれこそ、施政方針でうたわれている「勇氣と決断」でもって、超過負担の解消並びに人口急増都市に対する国庫補助の引き上げなどといった地方財政の悪化要因の解消に強力な運動を続ける必要がある。

また、市内部にあっては、まず公金横領事件を契機として、綱紀の肅正をはかり市民の信頼を回復せしめるとともに、苦しい財政事情であるだけに、冗費の節減、効率的な予算執行等々といった行財政運営に再検討を行い、より一層の創意工夫を加え、この難関を乗り越えるべきである、との強い要望が議会から市当局になされました。

—49年度の施政方針発表—

本会議第1日(7日)は、まず、広域行政調査、駅前整備、交通対策及び公害対策の4特別委員会の1年間の活動経過が報告された



あと、市長から49年度の施政方針が発表されました。

—行政姿勢の方向をただす—

本会議第2日(11日)、第3日(12日)、第4日(13日)の3日間は、施政方針並びに各種予算に対して活発な質問が行われました。

特に、厳しい財政事情をいかに建て直し、市民要望に応えていくかといった論戦が交わされ、各議案を委員会に付託しました。

なお、本会議第5日(23日)は、追加議案

の上程が行われました。

—市長提出議案を承認、可決—

本会議第6日(29日)は、付託議案に対する審査経過と結果について、各常任委員長から報告があり、それぞれ議決し、続いて、請願2件並びに議員提出議案2件についても審査しました。

さらに、収入役(生野卓男君)、教育委員(貴島正男君)の選任同意をし、決議案6件についても、それぞれ可決しました。

3月定例会で可決された決議の内容は、次のとおりです。

■白鳥事件の公正な再審開始を要望する決議

昭和27年1月札幌で起きた白鳥警部射殺事件の主謀者とされた村上君は、事件発生後22年間、一貫して無実を叫び続けている。

最高裁判所は、38年10月、同君に有罪判決を確定した。しかし、この判決に重大な疑いが発見されたが、裁判所は再審開始を否定している。

よって裁判所は、無実の者を救済する再審制度を人権尊重の立場から運用改善され、再審が開かれることを要望する。

■屋外労働者福祉法の早期制定を要望する決議

近年の高度経済成長の影にあって、光化学スモッグをはじめとする大気汚染、さらには

風雨等の重なる悪条件の下で、屋外で労働に従事する者の労働基本権と社会福祉は、著しく立ち遅れている。

よって政府に、屋外労働者の労働条件の改善と福祉法を制定されることを要望する。

■日中航空協定の即時締結を要望する決議

日中両国の国交が回復してから一年余が経過しているが、人事交流を増進する航空協定が、いまだ成立していない。

よって政府は、現在協定交渉が続けられてはいるが、日中友好推進の観点から早急に協定を締結されることを要望する。

■物価狂騰の真実を明らかにし、国民生活を

決議の内容

守るため国会の証人喚問を要望する決議
昨年暮からの物価狂騰は、国民生活を深刻な危機におとし入れ重大な社会問題となっている。

よって政府が、大企業を「参考人」とするのではなく、法的強制力を持つ「証人喚問」により、物価狂騰を作り出した悪徳商法の真実を国民の前に明らかにするとともに、物価の値下げを含め国民の利益を守るよう要望する。

■「生産緑地法案」の撤回を要望する決議

今国会に提案されている「生産緑地法案」は、30万ヘクタールの農地を一挙に転用する

政策を推進するためのものであり、農地と農業を取りつぶそうとするものである。

よって政府は、本市の生産緑地制度に逆行する「生産緑地法案」を撤回されるよう要望する。

■農業後継者に対する相続税の特別措置を要望する決議

都市近郊の地価の上昇に伴い、農地の相続税評価額が大幅に引き上げられたため、この負担が多額になり、やむなく農業経営を縮小廃止する実例が続出している。

食糧危機に対処するため、農業後継者の保護、育成は重要な緊急課題であるので、営農の意思がある後継者に課せられる相続税については、事業の継続を著しく阻害することがないように特別な措置を講ずるよう要望する。

●議会日誌

◎2月

- 1日 広域行政調査特別委員会、公害対策特別委員会視察(枚方市)
- 13日 寝屋川南部広域下水道組合議会
- 14日 長瀬川沿岸下水道組合議会、東部大阪治水対策促進議会協議会
- 19日 公害対策特別委員会
- 21日 駅前整備特別委員会
- 22日 東部大阪治水対策促進議会協議会
- 23日 交通対策特別委員会、国民健康保険運営協議会
- 25日 建設委員協議会
- 26日 保健経済委員協議会、恩智川水防事務組合議会
- 27日 交通対策特別委員天鉄局、近鉄本社へ陳情

◎3月

- 1日 駅前整備特別委員会
- 4日 総務、文教民生委員合同協議会
- 5日 大阪八尾両市行政協力協議会

◎4月

- 11日 議会だより編集委員会
- 16日 各派代表者会議

◎3月定例会の日程

- 2日・6日 議会運営委員会
- 7日 3月定例会本会議(第1日)
- 9日 議会運営委員会
- 11日 3月定例会本会議(第2日)
- 12日 議会運営委員会、3月定例会本会議(第3日)
- 13日 3月定例会本会議(第4日)
- 14日・15日 文教民生委員会
- 18日・19日 保健経済委員会
- 20日 建設委員会
- 22日 議会運営委員会、建設委員会
- 23日 3月定例会本会議(第5日)
- 25日・26日 総務委員会
- 27日 文教民生委員会
- 29日 議会運営委員会、3月定例会本会議(第6日)

—採択された請願—

12月定例会において閉会中の継続審査に付された「保育所の拡充、保育内容改善、保育予算の大幅増額に関する請願」(山本町南3の6 林量代ほか2302名)の内、次の部分が採択されました。

- ◎ 国が、地方自治体の保育事業にかかる財政の超過負担を1日も早く解消し、保育所の最低基準の引上げをおこない、国の保育料(措置費)徴収基準額を大幅に引き下げるよう積極的にはたらきかけること。
- ◎ 公立保育所を各小学校区ごとに最低1カ所つくること。
- ◎ 保育の職業病対策として、無認可保育所を含むすべての保育の健康実態調査を早急におこない、専門医による特別定期検診を実施すること。
- ◎ 物価上昇のため低下している保育所の給食費を増額し、子供の健康と発育を保障すること。

◎ 「八尾市家庭保育実施要項」(保育ママ制度の実施要項)を、実情に合わせて適用できるよう早急に改正すること。

◎ 学童保育の内容を充実し、春、夏、冬の休暇中の完全実施をおこなうこと。

なお、仮称第2高美小学校設立に伴う通学校区に関する請願「本町5丁目、6丁目(旧別宮区)自治振興委員辻野 弥三郎ほか1281名」については閉会中の継続審査となりました。

○請願の取り扱い規則の一部が変更されました。

請願受理について、従前は原則的には議会開会中でありましたが、今回の会議規則の一部改正により、議会開会中、閉会中を問わず議長の許可があれば受理されるようになりました。

ただし請願者が請願書(会議の議題となったものを除く)を撤回しようとするときは、議長の承認がいります。

議会だより

6

本会議

＝総需要抑制と地方財政について＝

【質問】 49年度予算の内容は、国の総需要抑制の影響をうけ、見るべき事業予算は一つない。

国の高度成長政策のヒズミを正措置として打ち出された「総需要抑制」に対して、本市はなぜ黙ってがまんしなければならないのか。

【答弁】 国の49年度の予算は、総需要抑制に最大限の努力を払い、当面の課題である経済の正常化をはかることを基本としている。

従って、国の予算は、極力押えた形となりその結果、地方財政計画の縮小、地方債計画の削減など非常に厳しいものである。

一方、本市の財政事情は、年々その硬直化の度を深め、経常収支率が100%に近い状況で事業を進めるには、その財源を地方債に依存しなければならないのが現状である。

こうした本市の財政状況では、好むと好まざるとにかかわらず、国の財政計画にてらした予算編成にならざるを得ない。

【質問】 それでは、いつ事業予算を計上するのか。

【答弁】 49年度事業予算の計上については、48年度決算状況あるいは経済事情の変動並びに国、府の動向を堅実に見極め、6月定例会で提案していきたい。

＝財政再建にいかなる姿勢を＝

【質問】 48年度決算見込みで11億の赤字が予測されるといった窮迫した財政構造をいかにして建て直す考えなのか。

【答弁】 その方策として、内面的要素として、①税滞納の整理 ②受益者負担金の増 ③人件費の抑制等を行う一方、外面的要素として、①租税配分制度の改革、②人口急増都市への大幅な財源措置等の要請を強力に推進し、地方自治の権能を失うような財政再建団体への転落は、なんとしてもさけていく。

＝病院財政の再建築について＝

【質問】 病院会計の累積赤字が7億を越えているが、国、府の積極的な財政援助も期待できない。さらには、公的医療機関として高度診療の充実（不採算部門）、人件費、物件費の増高等を考えれば、ますます病院財政は苦しくなる。

こうした情勢の中で、いかにして財政の建て直しをはかるのか。

【答弁】 現行の医療費体系では、病院財政の健全化は保てない段階にきているので、医療制度の抜本的改正の早期実現方並びに国、府の強力な財政援助を要求している。

市としては、財政規模に適合した病院事業のあり方について分析、検討を行い、一般会計の財政再建と並行しながら、抜本的な方策を早急に樹立する考えである。

＝法定外普通税について＝

【質問】 自治体消防の本来の目的は、市民の生命と財産を守ることにあり、その結果として、火災保険会社に奉仕している面があることも事実である。

このことから火災保険の料率を上げずに一定率の税、すなわち法定外普通税をかけ、これを消防施設の充実にあてるべきと考えらるが。

【答弁】 以前は国の方で目的税として、火災保険会社に課税する方向で検討されたのであるが、課税分が保険料にはね返る懸念があるとして、実現しなかったものであり、現在においてもその点が一番の問題である。

ご指摘の保険会社に課税をし、消防施設の充実にあてることは、当を得たものと考えらる

一般質問と答弁のあらまし

財政再建、し尿収集、綱紀粛正等に活発な質問

が、これは八尾市のみに限った問題ではないので、市長会において問題を提起し、十分検討してまいりたい。

＝職員の服務規律について＝

【質問】 過般、民生部児童課の管理職員が保育料を横領し、公営ギャンブルにつき込むという不祥事件を起こした。この事件は、最近の経済事情の激変により国民生活が著しく破壊され、政治不信が高まりつつあるときだけに、いかにして、市行政に対する市民の信頼を回復していく考えなのか。

【答弁】 清潔な市行政の執行を職員に一貫して訴えてきた私として、市民に対しお詫びしたい。

昨年7月に発覚した公用車不正使用事件も今回の公金横領事件も、公私の混同と綱紀のゆるみに原因するものであり、公務員精神の欠如を裏書きするものである。

これを機にして、私はじめ職員挙げて一丸となって襟を正すため、公務員精神の原点に立ち帰り、服務規律を厳正にし、1日も早く不信をとり除いてまいりたい。

＝市民を高物価から守る消費者行政を＝

【質問】 昨年暮れから石油危機に端を発した生活必需品の不足並びに異常な物価高により、日常生活に大きな不安を与えてきたが市として、いかなる消費者行政を施してきたのか。また、今後、どう取り組む考えなのか。

【答弁】 消費生活の安全と向上を確保するため、国、府に抜本的な物価対策を要望してきているが、市としては、昨年末に生活必需品の緊急放出のあっせん、あるいは生鮮食料品の廉売等を行う一方、消費者問題についての正しい認識と知識の向上をはかる消費者教育事業等を催してきた。

今後、こうした施策の充実とともに関係団体と緊密な連携を保ち、推進してまいりたい。

＝どうなっている放置自転車対策＝

【質問】 現在各ターミナルにおける放置自転車がまだ野放しの状態であり、交通対策上、大きな社会問題に発展している。

この対策として現在、鉄道側においても検討されているとのことだが、市はいかに対処されようとしているのか。

【答弁】 市としては、本問題に積極的に取り組むため、本年度からは、鉄道側の協力をもとに、自転車置場として利用できる場所の見通しがついたところから、逐次自転車置場の設置に努めたいと考え、その手ははじめとして近鉄の協力により恩智、久宝寺駅の高架下に自転車置場を設置したい。

＝いつになったら水洗化できるのか＝

【質問】 八尾排水区の供用開始が用地問題の難航によって、当初の計画より大幅に遅れているが、いつから水洗化が可能か確信ある答弁をいただきたい。

【答弁】 未解決用地については、府の取用委員会が近く裁決を下すと聞いている。

この問題が解決したら、流域下水道の幹線工事等に着手する予定だが、この工事が1年半程度かかるので、水洗化の開始は、50年末

になると考えている。

＝し尿のヤミ投棄に対する措置は＝

【質問】 市立衛生処理場へ「給水車」と書いた10^{リットル}積みのタンク車が、榎原市のし尿をヤミ投棄していることが、タンク車を追跡したところ、明らかになった。

この事実を市当局は、知っているのか。また、この事件に対してどのような措置をとられるのか。

【答弁】 榎原市並びに本市処理実績を調査したところ、ご指摘のようなヤミ投棄が行われていたことが明らかになった。

この事件に対して、次の措置をとる。

- 1、許可業者に対して即刻ヤミ投棄を停止させる。
- 2、事件の全ぼうを調査、確認する。
- 3、業者には、それ相当の処分をする。
- 4、榎原市に厳重に抗議するとともに必要な措置をとる。

＝汲取り公社発足の時期はいつか＝

【質問】 し尿収集に対する市民苦情が多く、特に、月2回収集が実行されていない。この指摘に対して、市は公社制を早急に発足させ解決していくと答弁されてきたが、いつから公社制に移行する考えなのか。

【答弁】 公社制発足への準備事務を進めてきたが、昨年末以来の経済情勢の悪化等に伴い、財政上あるいは人員、機材の確保といった諸問題について、再検討をする必要が生じてきた。

49年度は、とりあえず業者の一本化をはかり、市と一体となって、し尿収集の円滑化に努めてまいりたい。

＝自然を守ろう＝

【質問】 大阪府では、生活環境を守る基本である自然環境の保全と回復をはかるために大阪府自然環境保全条例を制定し、昨年末より指導員を任命して自然保護に取り組んでいるが、本市もこの条例にのっとり、施政方針で述べられた高安山周辺整備のみならず、幅広く本市域全体を対象として、積極的に取り組むべきと考えらるが。

【答弁】 この条例制定により、府では自然を守るため活動を始められたが、保全計画の策定については、自然環境保全審議会において審議されているところである。

さらに保全計画の作成と相まって、保全区域の指定等の問題も考えられるので、本市としては府に対して協力する方向の中で、分担を明らかにするよう要請しているところである。今後においては、より一層自然環境保全に努めてまいりたい。

＝空港周辺整備について＝

【質問】 空港整備縮小計画に伴い、格納庫その他諸施設を三角地内に移設し、その跡地利用として府立清友高校、公園、府営住宅を設置しようとするものであるが、これら事業は、三角地内耕作者の離作協力がなければ推進し得ないところから、いつ、いかなる方法で耕作者に離作協力を得ようとしているのか。

【答弁】 三角地帯の離作については、国より委任を受けているものであるが、西側の跡地は国有財産のため、いろいろな法的な制

約があるので、今後国、府、市の三者間で協議を重ね、その上で耕作者の方々と具体的な話し合いを進め、理解と協力を得ていきたい。

＝竹淵地区の一部に住宅改良法の適用を＝

【質問】 住宅の密集地域である竹淵地区の一部をみると、スラム化現象が進行している。これら解消のためには、住宅地区改良法を適用すべきと考えらるが。

【答弁】 住宅地区改良法は、建設省で定められた指定の基準に該当する必要があるため、当地区について、よく実態を調査し、大阪府とも協議の上検討していきたい。



質問に答える大橋市長

＝庁内案内の専門職員の配置について＝

【質問】 行政が各所に点在する分庁舎で執行され、総合庁舎建設が目の見えない現在、適時、適切に市民の方に案内できる専門の職員を配置することが、急務と考えらるが。

【答弁】 専門職員の配置については、かねてからその必要性を痛感し、現在直営にするか、委託にするかについて検討しているところであり、両者の長短を検討しながら、実行に移していきたいと考えている。

＝学校給食の内容の向上を＝

【質問】 最近とみに学校給食の質の低下と量の減少が目だっているが、これら給食は、児童の体位向上の要因の一つをなしているものでもあり、物価狂騰のおりとはいえ、保護者負担を避ける中で学校給食の改善策を検討すべきと考えらるが。

【答弁】 昨秋以来の物価上昇という苦しい状態の中で、栄養価は文部省基準を確保しながら、実施してきたが、今後これらの対策として国及び府に対し、給食材料費の補助方を要望し、できる限り公費負担をして、給食内容の向上に努めていく考えである。

＝市立養護学校中学部卒業者の進路保障は＝

【質問】 市立養護学校中学部卒業後の生徒達の問題を、如何に解決されようとしているのか。

【答弁】 本年の卒業生3名のうち1名については、府立八尾養護学校高等部に入学できるよう要請し、2名については、大阪府教育委員会より、家庭教育訪問指導員を派遣していただき、訪問指導を願うよう努力してまいったが、あくまでも中学部を卒業する生徒については、できるだけ大阪府の養護学校に進学できる方向を考えている。

そのためにも、重度心身障害児を中心とした幼稚園から高等学校まで一貫した教育のできる学校の設置がなければ解決しないものであり、これらの設置等、養護教育全般にわたる基本計画の樹立が急務と考え、国、府に対して強く要請していく所存である。



議会だより

7

委員会

●し尿収集の月2回実施について

【質疑】

市域の一部において、し尿の汲取りが非常に遅延しているが、どのような対策を立てているのか。

【答弁】

遅延の実態を清掃協同組合へ申し入れた。その結果「特に遅れている大正、太子堂、久宝寺地区へ各班から応援を求め、3月中に遅れの解消にあたる。

それでも、なお遅れがある場合には車輛の増車をはかり、各班の応援で解消していきたい」との協組から回答があったので、これの業務執行の指導を行い、汲取り遅延を解消していく。

【質疑】

汲取り遅延の原因は、現行制度に問題があるとして、早くから公社制度を打ち出され、49年4月1日開設をメドとされたが、実施できなかった原因は何か。

【答弁】

石油パニックといった急激な社会経済情勢の変化、また市財政の硬直化により実施できなかった。

【質疑】

現在までの公社移行への進捗状況と今後の取り組みはどうか。

【答弁】

現在は業者の廃業補償について折衝している。今後、49年度からは業者の受け持ち区域の適正化、経費の一本化、業務運営の一本化等、実質的な業者の一本化をはかり、汲取りの円滑な推進を指導していく。

また行政側も適時職員を協組に派遣して実質的業務に従事し、協組と行政が一体化して公社制の準備体制を作り、50年度から公社への切替えが順調にできるよう取り組んでいる。

【質疑】

清掃協同組合の内部に最近労働組合が結成され、労働条件等について労使間で交渉が行われていると聞き及んでいるが、その交渉如何によっては、汲取りの遅延に拍車をかける結果となる。

さらには、公社移行についても難航するものと思われるので、円滑解決のため市も協力すべきではないか。

【答弁】

交渉の結果、最悪の事態にはスト突入も考えられ、汲取りはますます遅れるものと思う。

民間企業の従業員と清掃従業員との間には賃金、労働条件には、かなり格差があり、また各班単位においても一定していないので、早急に改善して賃金体系の一本化、その他労働条件の一本化をはかるよう協組に適宜指導を行い、事態が円滑解決するよう呼びかけ、来年度の公社移行が円滑にいくよう努力している。

【要望】

し尿収集の月2回収集については、今日まで再三、再四指摘してきたにもかかわらず、市民の苦情は、いまだ解消されていない。

このことは、今や執行機関の責任問題だけではなく、議会に対する不信にもつながってきている緊急にして最大の行政課題であるので、市当局はこの際、積極的に現状の打開に努められるとともに、一日も早く所期の目的である公社制が発足できるよう、最善の努力を傾注されることを強く要望しました。

●生活密接事業の予算措置について

【質疑】 道路整備および、河川改修、排水路整備事業等の浸水対策事業については、生活環境の保全という観点から、これらの事業は、市民生活に直接関係のある事業である。こうした生活密接事業費が、国の財政政策に歩調を合わせて、計上されていないのは、納得できない。

【答弁】 国の総需要抑制という方針の中での、一連の財政政策が地方財政を圧迫し、財政計画を混乱させているものである。

その中での予算編成であるので、財源の不確定な予算の計上は、逆に市行政を混乱させ、円滑な事業の推進を期し難いと考え、計上しなかったものである。

【質疑】 このような生活密接事業は、財源うんぬん以前の問題であり、さらにこれら事業費の大半が、自己財源で賄っている点から、国の政策に左右されずに、市独自で積極的に予算化をはかり、住民要望に応えていくことが地方公共団体の責務ではないか。

【答弁】 これら事業については、とくに住民要望に何んとしても応えるべきと考え、48年度決算、さらに49年度の財源の見直しを見極めながら対処していく考えであるが、一般会計の財政事情からして、財源見通しのた

たない予算の計上は、自治権の喪失につながる再建団体に転落する危険性があるので、当初予算の段階では、堅実な方法をとった。

【質疑】 それでは予算を編成するに当たりこれらの生活密接事業に対して、少しでも財源を回すための創意工夫がなされたのか。

【答弁】 明るく住みよい町づくりを主眼にして、極力、経常経費をきりつめて予算編成に当たったが、経常収支率が100%近い現状からは、事業費の予算化は残念ながらできなかった。こうした財政事情の中では、事業執行に確実な財源確保が先決であるとして、現在努力している。

【質疑】 生活密接事業でさえ、このようなことでは、憲法にうたわれている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」すら、守れないではないか。

これら生活密接事業ならびに、生活環境保全事業の予算化について、今後どういう覚悟で明らかにされ、具体化されるのか、時期の問題を含め、市長として責任ある答弁を願いたい。

【答弁】 市政を預る最高責任者としての責任と自覚において、財源の確保に最大の努力を傾注し、6月定例会に明らかにしたい。



早くなくそう浸水騒ぎ

さらにこれら事業の重要性に鑑み、財源の見通しがつき次第、臨時市会に提案することを含め努力してまいりたい。

【審査の結果】 委員会は、昭和49年度当初予算に、生活密接事業をはじめ、目新しい事業予算が何一つ計上されていないことは、市民の期待を裏切るものと言わざるを得ない。

よって、今後、市民生活を守る事業費の予算化には、あらゆる努力を傾注されるよう、強く要望し、原案どおり可決することを適当と認めました。

●遅れている保育所建設について

【質疑】

本年4月に開設が予定されていた仮称堤保育所の建設が遅れている点、並びに年間2カ所の保育所建設計画にどのように対処するのか。

【答弁】

保育所建設計画については、一昨年児童福祉審議会から当面4カ所の中間答申を得て、

それに沿った建設なり用地の確保に努めている。堤保育所については、公共事業抑制策等により遅れているが、50年4月に開設していきたい。

なお、今後の保育所の充足については、法人立への積極的な助成、育成策を講じ、公立法人立を含め鋭意努力したい。

【質疑】

なった。今後確定次第、一般財源や地方債の分を漸次国庫補助にきりかえていく。

基本的には、同対事業特別措置法で部落の完全解放は国の責務だと明記しながら、それに見合う3分の2の財源措置をされていないところに問題がある。一方、各自治体では国の財源措置の如何にかかわらず事業を執行しなければならぬという実情の下で、大阪府では特別措置を講じており、府の補助率は33%となっている。今後、国に対し各都市の同和事業の実態を十分認識させ、国の責務で負担率の確保、財源調整など財政措置をさせる

西郷保育所跡地への建設の意図はあるのか。

【答弁】

西郷保育所跡地については決して見捨てていないが、赤字再建団体の転落寸前の過渡期でもあり、49年度においては、とりあえず堤保育所と他に緑ヶ丘の引き揚げ者住宅跡地へも建設を行いたいと考えている。

●同和対策事業に対する国の財源措置について

【質疑】

昭和49年度当初予算の同和対策事業に対する財源措置について説明されたい。

【答弁】

投資的経費51億9100万円の35.6%に当たる18億4900万円が同対事業費で、この財源内訳では国庫支出金はわずか5%で、一般事業費の国庫補助率29.4%に比べると低率にとどまっている。もとより同対事業特別措置法の規定に基づいて3分の2の国庫補助獲得に努力しているが、当初予算編成時に確定しているものだけを計上した結果、このような低率に

よう最大限の努力を続ける。

■財政再建策について

【質疑】

本市が財政再建団体に転落寸前の危険な状態にあるが、この難局打開策はどうか。

【答弁】

人件費の増加を極力おさえ、物件費等経常経費のきりつめを行って内部経費の節減に努めるとともに、徴税率の引上げなどによって税収の確保に努め、基本的には義務教育施設整備に対する国の財政援助の要求をはじめ、超過負担の解消に総力をあげて取り組む。

お知らせ



市税の納税は
便利な
預金口座振替で

49年度から市税の納税は預金口座振替でできるようになりました。

これにより電話料金や水道料金などの払い込みと同じように市税の納期がきますと、あなたが指定された預金口座から自動的に振り替えて納税されます。

この便利な預金口座振替をぜひご利用ください。

- ☆取扱税目 市・府民税（普通徴収）
固定資産税および都市計画税
- ☆申込先 市内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合）
- ☆持参した 預金にご使用の印鑑
だくもの

- ☆申し込み 市税口座振替依頼書
に必要な 納付書送付依頼書
書類 (用紙は上記の申込先及び市役所収税課に備えています)
- ☆領収証書の発行 領収証書は金融機関からお宅へ直送されます

＜ご注意＞
 ◎納税貯蓄組合員は市税口座振替を利用できません
 ◎市税口座振替は申し込みの翌月以降の納期より行いますので、お早めにお申し込みください
 その他詳しいことは市役所収税課（電話1-3881、内線263）におたずねください。



八尾市医師会

■流行性角結膜炎（はやり目）

結膜（まぶたの裏と白目）の病気のうち、最も多いのが結膜炎で、アレルギー性のものや細菌の感染によるもの、ピールスの感染によるものなどいろいろあります。この中でも一見して眼の病気だと誰にでもわかるのがアデノウイルスによる結膜炎です。

アデノウイルスによる結膜炎にはアデノウイルス8型による流行性角結膜炎とアデノウイルス3型による咽頭結膜熱とがあります。

流行性角結膜炎は俗に「はやり目」と呼ばれ、感染力が強く、1人の罹患者から職場あるいは家族の全員に感染し、大いに悩まされる場合があります。

この病気の潜伏期は3日～1週間位で大人では急性の結膜炎の症状で発病します。すなわちまぶたの裏側にぶつぶつができ赤くはれあがり、白目も充血して真っ赤になります。特徴は裏まぶたに小さな点状の出血を見ることです。また、耳の前のリンパ腺がはれ押さえると痛いうえ、目やにも多く裏まぶたに何か物が入っているような感じがしてこころろします。

経過は3～4週間で、発病直後はろ性結

膜炎と区別がつきませんが、数日ではっきりします。発病後だんだんと症状がひどくなり10日前後が最もひどく、しだいに良くなってきます。最盛期には角膜（黒目）に小さな点状のにごりを生じてきます。これが角結膜炎といわれるゆえんです。

角膜になんらの変化も起こさないですむ場合がありますが、これに病変があると、かすんだり見えにくくなります。しかし治療により視力障害はほとんど治ります。

乳幼児の場合は大人とだいぶ違った症状を示し、目やにが非常に多く、まぶたが赤くはれあがり眼を開けることがほとんど不可能なくらいになることもあり、白目にも出血したりします。大部分まぶたの裏に白い膜が張ってきて後日あとかたを残すこともあります。

全身症状として発熱を伴うことがありますが、耳の前のリンパ腺がはれたり、角膜炎に瀕りを生ずることはありません。

なお、アデノウイルス3型による咽頭結膜熱は学童に多く、8型によるものより軽症で早く良くなります。

一度感染しますと免疫ができるので、再感染しても典型的な発病はありません。

このウイルスは抵抗力が強く、消毒液では死滅しませんが、熱に対しては弱く、55℃1分で死滅します。

したがって発病者がおればタオル、洗面器は別にするのはもちろん、眼に触れた手指は水道を流しながら良く洗うことが大切でありこれが一番の良法です。

結膜炎といえども視力障害を伴ったり、結膜にあとかたを残す場合もありますので、早期に診断を受け、他人に感染しないよう注意することが必要です。

しあわせを築く道 部落解放をめざして ②

■西郡の部落解放運動その1

西郡では、長い間にわたる闘いの歴史をもっています。

今回は、前回の西郡における差別の実態に引き続き書本「西郡部落解放運動史」から、その闘いの足音をふりかえってみたいと思います。

現在「狂乱物価」といわれ、異常に物価が高騰していますが、過去においても、そういうことがありました。

大正7年（1918年）ごろ、お米が1年前には1石14円40銭だったのが、41円6銭にまではね上がったのでした。

そういう中で、西郡では村の有力者が集まり、飢え死にしないようにと炊きだしまで始めました。

朝になると、おかゆといっても、さ湯の中に米が浮いているという程度のものを配ったのです。

そのおかゆさんができたという合図のお寺の釣鐘が鳴ったら、たとえ一食でもということでドンブリ鉢を持って、多勢の人が列を組んで並んだのでした。

まさに悲惨な状況に追い込まれていたのです。

そういった中で、大正7年（1918年）7月22日、富山県魚津町の主婦たちが起ち上がり「米のつみ出し中止」を要求しました。

それを機に全国で「米よこせ」の運動が広がり、いわゆる「米騒動」が起こりました。

西郡でも「米騒動」が起こり、飢え死から免がれるためデモをしたり、米倉を襲い、住民に分配したり、ということなどが行われました。

そしてその結果、西郡では192人ものが、警察にひっぱられました。

そのうちのある人は無実で、逆に「騒ぐのはやめろ。後で話はつく」と止めにかかった



米騒動の新聞記事（1918年8月11日）

人であるにもかかわらず、「先頭をきって騒動を起こした」として検挙されました。

現在の無実の石川青年が部落差別によって死刑囚にされているという「狭山差別裁判」が、西郡ではこのような形であらわれ、予断と偏見にもとづく逮捕がなされていたわけです。

全国的な米騒動の盛りあがりには、大正11年（1922年）3月3日、全国水平社の結成へとつながっていきます。

同情融和ではなく、自ら立ち上がることでしか部落差別はなくなれないということが、高らかに打ち出されました。

この大会に西郡の人々も加わり、同じ年の12月1日に「西郡水平社」が160人の人々によって結成されました。

そして悲惨な状況を打ち破り、差別を撤廃するためにさまざまな取り組みがなされてきたのです。

ある人は、家庭で「運動はいいかげんにやめて、商売して…」といわれながらも、商売に行くふりをして、運動に参加していきました。この水平運動の成果として、託児所や診療所建設などを獲得していったのでした。

この運動は、戦後の部落解放運動へと引きつがれていきます。